

福岡県医発第 435 号（地）

令和 5 年 5 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

（公 印 省 略）

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬明細書の
計算事例の変更について（新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更に伴う変更）

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しにつきましては、令和 4 年 3 月 23 日付け
福岡県医発第 3578 号（地）「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る周知広報リー
フレットの送付について」等により、逐次ご連絡申し上げているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、本年 5 月 8 日から 5 類感
染症に変更された後、外来で新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受けた場合、その
薬剤費について全額を公費支援の対象とする等の公費負担の取扱いが示されたことを受
け、後期高齢者医療における窓口負担において配慮措置が適用される場合の計算事例等
について、添付資料のとおり、厚生労働省より関係機関あてに事務連絡が発出された旨、日
本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬明細書の計算事例
につきましては、令和 4 年 9 月 2 日付け福岡県医発第 1533 号（地）及び令和 4 年 9 月 29 日
付け福岡県医発第 1797 号（地）にてご連絡申し上げておりますことを申し添えます。

記

<追加箇所>

- ・【事例 22】後期高齢者 2 割負担外来（新型コロナ感染症）
- ・【事例 23】後期高齢者 2 割負担外来（新型コロナ感染症）（配慮措置）

以上

小郡三井医師会より

後期高齢者医療担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 254 号（保険）
令和 5 年 4 月 26 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬明細書の
計算事例の変更について（新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更に伴う変更）

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しにつきましては、令和 4 年 3 月 4 日付け（保 306）「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る周知広報リーフレットの送付について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、必要な配慮措置（外来受診において、施行後 3 年間、1 か月の負担増を最大でも 3,000 円とする措置）を設けつつ、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を 2 割とし、令和 4 年 10 月 1 日より施行されたところであります。

これまで、国民への丁寧な周知を図る観点から、厚生労働省において、院内掲示用ポスターや周知広報用のリーフレットの作成等を行い、さらに、窓口負担額の計算イメージ（外来の診療報酬点数（合計）ごとの早見表）など、医療機関等の職員の方に向けた説明資料が作成され、その旨、ご連絡申し上げてきたところであります。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、本年 5 月 8 日から 5 類感染症に変更された後、外来で新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受けた場合、その薬剤費について全額を公費支援の対象とする等の公費負担の取扱いが示されたことを受け、後期高齢者医療における窓口負担において配慮措置が適用される場合の計算事例等について、添付資料のとおり、厚生労働省より関係機関あてに事務連絡が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬明細書の計算事例の変更について（新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う計算事例の差し替え）
(令和 5 年 4 月 25 日 事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課)

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 25 日

(別紙 関係団体) 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬明細書の
計算事例の変更について（新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う
計算事例の差し替え）

後期高齢者医療制度につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和 4 年 10 月 1 日より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を 2 割とするとともに、2 割負担への変更により影響が大きい外来療養（訪問看護を含む。）を受けた方について、施行後 3 年間、高額療養費の枠組みを利用して、1 ヶ月分の負担増が最大でも 3,000 円に収まるような配慮措置を導入しています。

これに伴い、「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬請求書等の記載要領の一部改正等について」（令和 4 年 3 月 31 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）等において配慮措置の導入に伴う計算事例をお示ししたところですが、今般、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけが 5 類感染症に変更された後の患者等に対する公費支援の取扱いが示されたことから、配慮措置に伴う計算事例について、別添のとおり、都道府県後期高齢者医療広域連合事務局及び市町村後期高齢者医療主管課（部）宛てに事務連絡を発出しました。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、会員各位に御周知いただき、適切な請求に向けた準備を行っていただくよう、御協力をお願い申し上げます。

○関係団体一覧

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本社会医療法人協議会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人日本慢性期医療協会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人日本私立歯科大学協会
一般社団法人日本病院薬剤師会
公益社団法人日本看護協会
一般社団法人全国訪問看護事業協会
公益社団法人日本訪問看護財団
独立行政法人国立病院機構
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人地域医療機能推進機構
独立行政法人労働者健康安全機構本部

事務連絡
令和5年4月25日

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 } 御中
市町村後期高齢者医療主管課（部） }

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬明細書の
計算事例の変更について（新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う
計算事例の差し替え）

後期高齢者医療制度につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を2割とするとともに、2割負担への変更により影響が大きい外来療養（訪問看護を含む。）を受けた方について、施行後3年間、高額療養費の枠組みを利用して、1ヶ月分の負担増が最大でも3,000円に収まるような配慮措置を導入しています。

これに伴い、「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬請求書等の記載要領の一部改正等について」（令和4年3月31日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）等において配慮措置の導入に伴う計算事例をお示したところですが、今般、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけが5類感染症に変更された後の患者等に対する公費支援の取扱いが示されたことから、配慮措置に伴う計算事例について、下記のとおり、当該取り扱いを踏まえた計算事例の変更を行いましたので、周知いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に関する公費支援の内容について

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行（令和5年5月8日）以降は、外来で新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受

けた場合、その薬剤費について、本年9月末まで、全額を公費支援の対象とすること等とされている。

また、当該公費支援の請求に関する診療報酬明細書の記載等については、計算事例を含め、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和5年3月20日保医発 0320 第1号 厚生労働省保険局医療課長通知）において示されているところである。

2. 上記に伴う計算事例の見直しについて

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しにおいて、制度ごとに窓口負担上限額が決まっている特定給付対象療養等については、窓口負担割合が変更になることによる追加の本人負担が発生しないため、配慮措置を適用しないこととしている。

新型コロナウイルス感染症は、5類感染症への移行後は特定給付対象療養に位置づけられなくなるが、今般の公費支援においても、薬剤費の全額が対象となることにより、追加の本人負担を発生させないものであることから、当該薬剤費に係る窓口負担については、引き続き、配慮措置を適用しないこととなるところ、具体的な計算事例は、事例22及び23のとおりである。

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001074917.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和5年3月20日保医発 0320 第1号 厚生労働省保険局医療課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001077088.pdf>

以上

後期高齢者医療制度の負担割合見直し に係る計算事例集

令和5年4月 (Ver.4)

後期高齢者医療制度の負担割合見直しに係る計算事例集 目次

事例No.	区分	配慮措置	特記事項	公費	備考
1	高齢者外来（一般、2割負担者）				2割負担基本形
2	高齢者外来（一般、2割負担者）				2割負担基本形・高額療養費限度額該当
3	高齢者外来（一般、2割負担者）	○			配慮措置
4	高齢者外来（一般、2割負担者）	○			高額療養費限度額と配慮措置が両方適用
5	高齢者外来（一般、2割負担者）				75歳到達月・基本形
6	高齢者外来（一般、2割負担者）	○			75歳到達月
7	高齢者外来（一般、2割負担者）	○			75歳到達月・高療上限と配慮措置が両方適用
8	高齢者外来（一般、2割負担者）		02長		マル長
9	高齢者外来（一般、2割負担者）		02長		マル長・75歳到達月
10	高齢者外来（一般、2割負担者）			54	難病・高額療養費限度額該当
11	高齢者外来（一般、2割負担者）			54	難病・高額療養費非該当
12	高齢者外来（一般、2割負担者）			54	難病・75歳到達月
13	削除				
14	高齢者外来（一般、2割負担者）		02長	15	マル長と公費の併用
15	高齢者外来（一般、2割負担者）			54	保険単独分有（難病）基本形
16	高齢者外来（一般、2割負担者）	○		54	保険単独分有（難病）配慮措置
17	高齢者外来（一般、2割負担者）	○		54	保険単独分有（難病）・高療上限と配慮措置が両方適用
18	高齢者外来（一般、2割負担者）	○		10	保険単独分有（結核）配慮措置
19	高齢者外来（一般、2割負担者）	○		54,38	保険単独分有（難病・肝炎）配慮措置
20	高齢者外来（一般、2割負担者）	○		54,38	保険単独分有（難病・肝炎）・高療上限と配慮措置が両方適用
21	高齢者外来（一般、2割負担者）		02長		マル長・自己負担額1万円以下
22	高齢者外来（一般、2割負担者）			28	保険単独分有（新型コロナウイルス感染症）基本形
23	高齢者外来（一般、2割負担者）	○		28	保険単独分有（新型コロナウイルス感染症）配慮措置

【備考】

※ 特定給付対象療養等の公費負担医療については、配慮措置の対象外としているが、予防接種法による医療費の支給等、自己負担額の全額が償還払いで支給される公費負担医療については、医療機関において、通常の保険医療と区別することができないため、配慮措置の対象として取り扱って差し支えない。

※ 特定給付対象療養等の取扱いについてはp.23を参照。

※ 高額療養費に係る「配慮措置」は計算過程を示すに当たり便宜的に記載しているもの。

【更新履歴】

令和4年3月 Ver.1作成

令和4年8月 Ver.2作成：No.13、15～20（公費併用レセプト・保険単独分有等）を追加

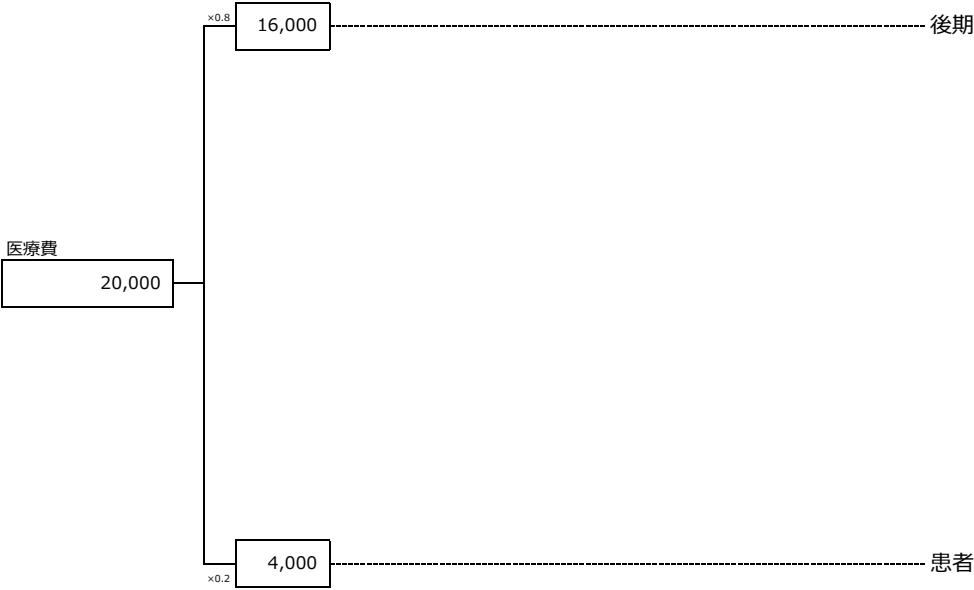
令和4年9月 Ver.3作成：No.21（マル長・自己負担額1万円以下）を追加

令和5年4月 Ver.4作成：No.22、23（新型コロナウイルス感染症・保険単独分有）を追加（No.13（感染症）を削除）

【事例1】後期高齢者2割負担外来

診療報酬明細書（医科入院外）										1 医科 3 後期 1 単独 8 高外一			
-										保険者 番号			
公費負担 者番号(1)										3 9			
公費負担 者番号(2)													
氏名										特記事項			
職務上の事由										41：区力			
										診療 実 日 数			
										保 険 公 ① 公 ②			
療養の給付										請求点			
保険										2,000			
公費①													
公費②													
										※高額療養費 円			
										※公費負担点数 点			
										※公費負担点数 点			

【療養の給付】



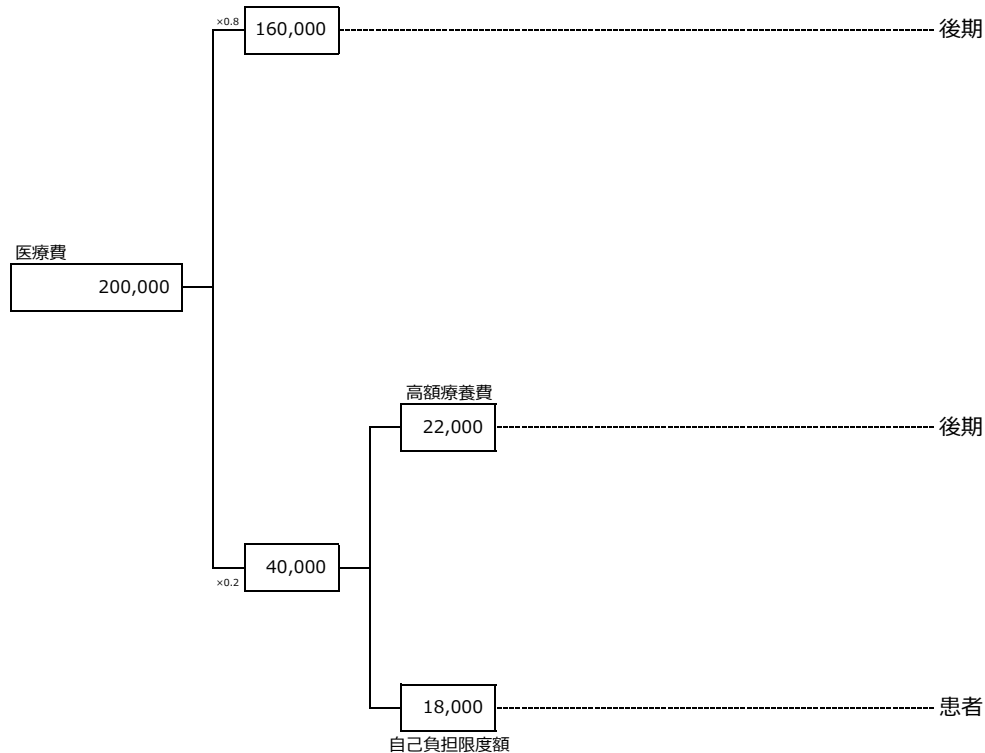
合計	
後期	16,000 円
(高額療養費再掲)	0 円
公費	0 円
患者	4,000 円
合計	20,000 円

※医療費が30,000円未満のため配慮措置対象外

【事例2】後期高齢者 2割負担外来

診療報酬明細書（医科入院外）																																									
-								-																																	
公費負担 者番号①								公費受給 者番号①																																	
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②																																	
氏 名							特記事項																																		
職務上の事由							41：区力																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 医科</td> <td style="width: 5%;">3 後期</td> <td style="width: 5%;">1 単独</td> <td style="width: 5%;">8 高外一</td> </tr> <tr> <td>保険者 番号</td> <td>3 9</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										1 医科	3 後期	1 単独	8 高外一	保険者 番号	3 9																										
1 医科	3 後期	1 単独	8 高外一																																						
保険者 番号	3 9																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">診療 実 日 数</td> <td style="width: 5%;">保 険 公 ① 公 ②</td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																														
診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">療 養 の 給 付</td> <td style="width: 5%;">保 険</td> <td style="width: 15%;">請 求 点</td> <td style="width: 10%;">※決定 点</td> <td style="width: 15%;">一部負担金額 円</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>20,000</td> <td></td> <td>18,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費 ①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費 ②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※高額療養費 円</td> <td>※公費負担点数 点</td> <td>※公費負担点数 点</td> </tr> </table>										療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円						20,000		18,000					公費 ①								公費 ②				※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点
療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円																																					
		20,000		18,000																																					
	公費 ①																																								
	公費 ②				※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点																																		

【療養の給付】



合計	
後期	182,000 円
（高額療養費再掲	22,000 円）
公費	0 円
患者	18,000 円
合計	200,000 円

※配慮措置計算額よりも高額療養費限度額が低い場合高額療養費限度額適用
自己負担限度額
6,000円 + (200,000円 - 30,000円) × 0.1 = 23,000円 > 18,000円

【事例3】後期高齢者 2 割負担外来（配慮措置）

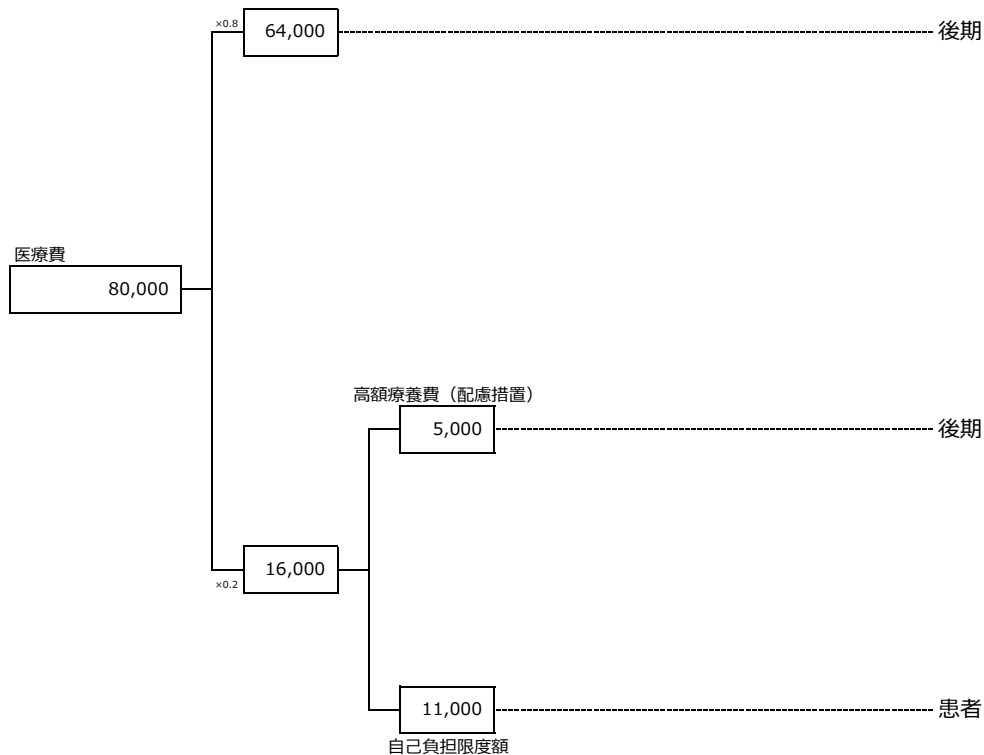
診療報酬明細書（医科入院外）									
-									-
公費負担 者番号①								公費受給 者番号①	
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②	
氏名								特記事項	
職務上の事由								41：区力	

1 医科	3 後期	1 単独	8 高外一
保険者 番号	3 9		

診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②

療養の 給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円		
		8,000		11,000		
公費 ①						
公費 ②					※高額療養費 円	※公費負担点数 点

【療養の給付】



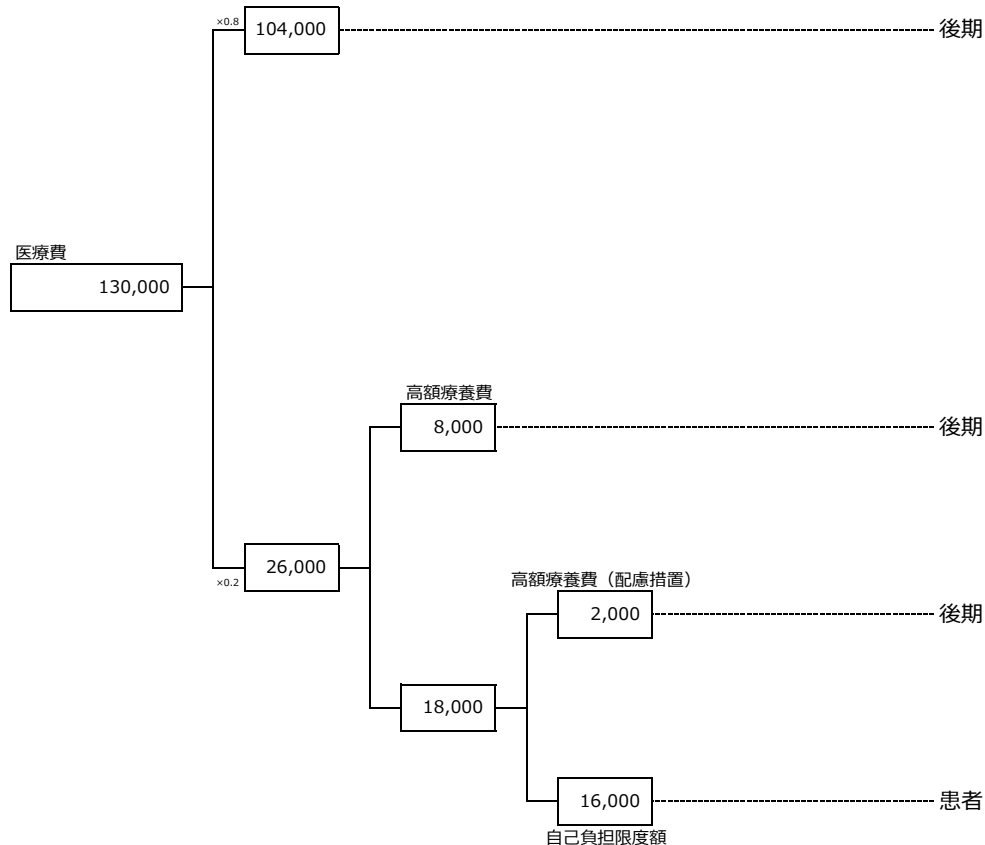
合計	
後期	69,000 円
（高額療養費再掲	5,000 円）
公費	0 円
患者	11,000 円
合計	80,000 円

※高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
自己負担限度額（配慮措置）
6,000円 + (80,000円 - 30,000円) × 0.1 = 11,000円 < 18,000円

【事例4】後期高齢者 2割負担外来（配慮措置）

診療報酬明細書（医科入院外）																																					
-								-																													
公費負担 者番号①								公費受給 者番号①																													
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②																													
氏名							特記事項																														
職務上の事由							41：区力																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 医科</td> <td style="width: 10%;">3 後期</td> <td style="width: 10%;">1 単独</td> <td style="width: 10%;">8 高外一</td> </tr> <tr> <td>保険者 番号</td> <td>3 9</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										1 医科	3 後期	1 単独	8 高外一	保険者 番号	3 9																						
1 医科	3 後期	1 単独	8 高外一																																		
保険者 番号	3 9																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">診療 実 日 数</td> <td style="width: 10%;">保 険 公 ① 公 ②</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																										
診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 5%;">療養の 給付</th> <th style="width: 5%;">保 険</th> <th style="width: 20%;">請 求 点</th> <th style="width: 10%;">※決定 点</th> <th style="width: 20%;">一部負担金額 円</th> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>13,000</td> <td></td> <td>16,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費 ①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費 ②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※高額療養費 円</td> <td>※公費負担点数 点</td> </tr> </table>										療養の 給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円					13,000		16,000				公費 ①							公費 ②				※高額療養費 円	※公費負担点数 点
療養の 給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円																																	
		13,000		16,000																																	
	公費 ①																																				
	公費 ②				※高額療養費 円	※公費負担点数 点																															

【療養の給付】



合計	
後期	114,000 円
（高額療養費再掲	10,000 円）
公費	0 円
患者	16,000 円
合計	130,000 円

※高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
自己負担限度額（配慮措置）
6,000円＋（130,000円－30,000円）×0.1＝16,000円＜18,000円

【事例5】後期高齢者 2割負担外来（75歳到達月）

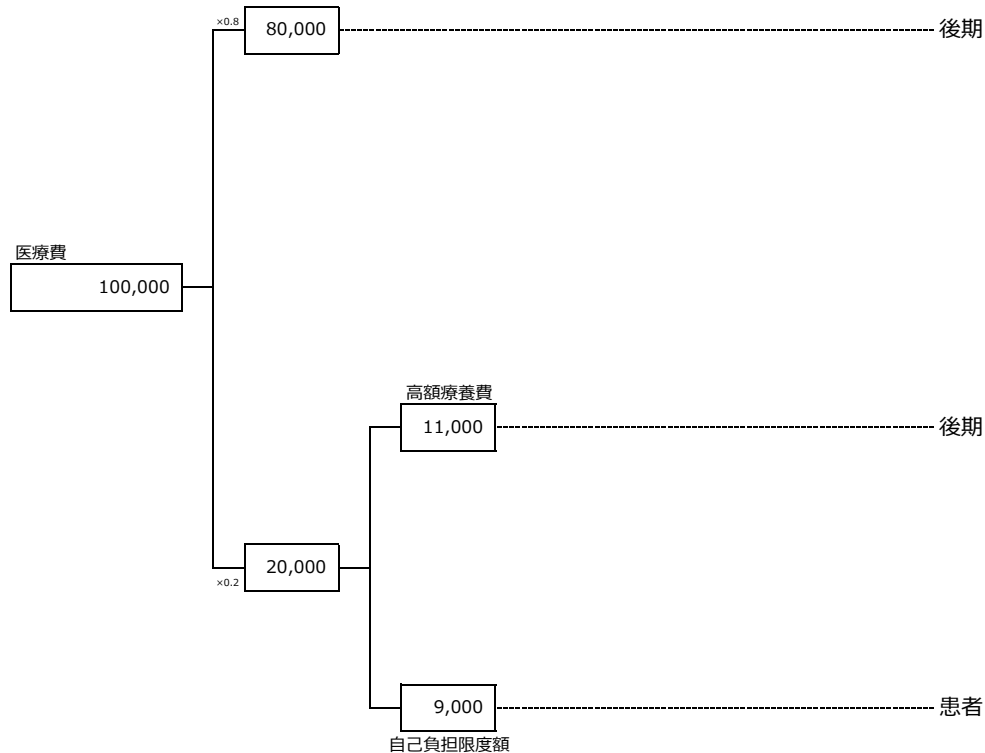
診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担 者番号(1)								公費受給 者番号(1)	
公費負担 者番号(2)								公費受給 者番号(2)	
氏名								特記事項	
職務上の事由								41：区力	

1 医科	3 後期	1 単独	8 高外一
保険者 番号	3 9		

診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②	

療養の 給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円		
		10,000		9,000		
	公費 ①					
	公費 ②				※高額療養費 円	※公費負担点数 点

【療養の給付】



合計	
後期	91,000 円
（高額療養費再掲	11,000 円）
公費	0 円
患者	9,000 円
合計	100,000 円

※配慮措置計算額よりも高額療養費限度額が低いため高額療養費限度額適用
 ※75歳到達月のため、高額療養費限度額9,000円
 自己負担限度額
 $6,000円 + (100,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 13,000円 > 9,000円$

【事例6】後期高齢者 2割負担外来（配慮措置）（75歳到達月）

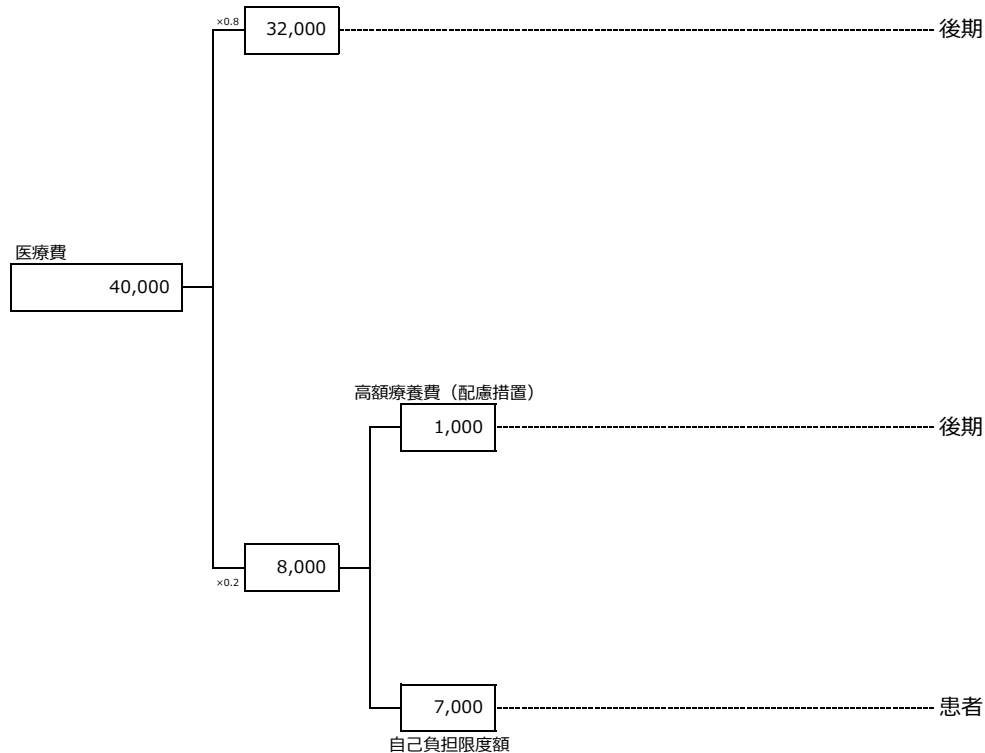
診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担 者番号①								公費受給 者番号①	
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②	
氏名							特記事項		
職務上の事由							41：区力		

1 医科	3 後期	1 単独	8 高外一
保険者 番号	3 9		

診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②	

療養の 給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円		
		4,000		7,000		
	公費 ①					
	公費 ②				※高額療養費 円	※公費負担点数 点

【療養の給付】



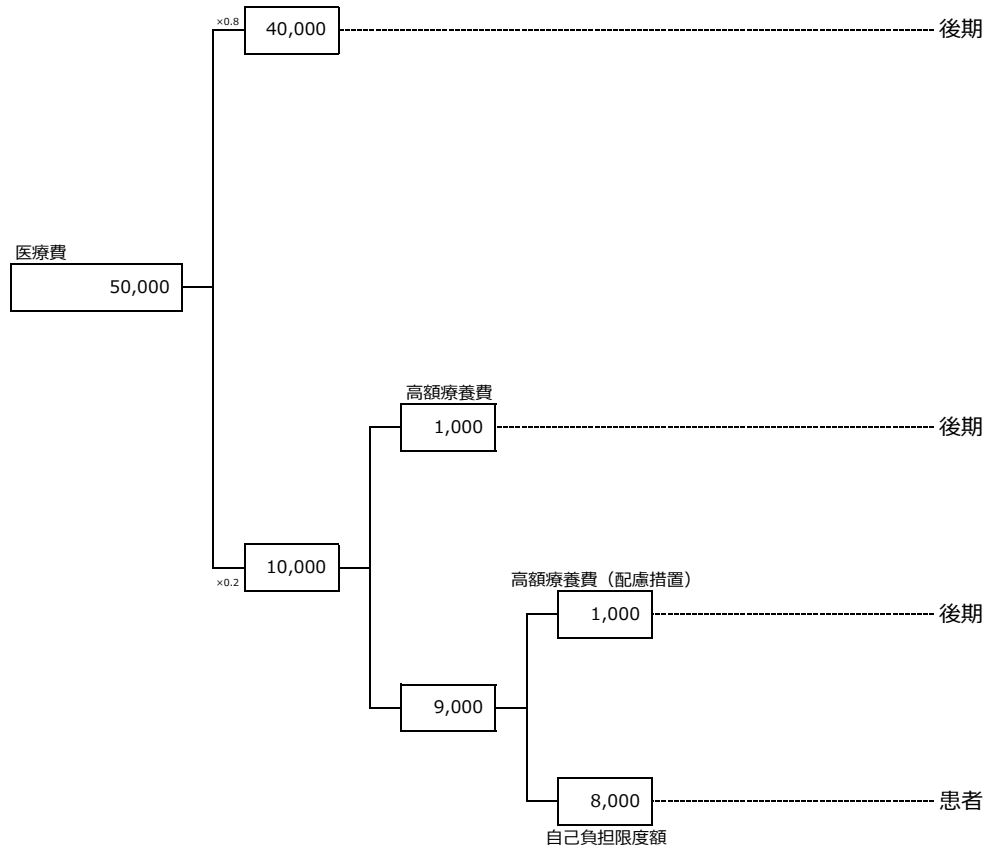
合計	
後期	33,000 円
（高額療養費再掲	1,000 円）
公費	0 円
患者	7,000 円
合計	40,000 円

※高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置適用
 ※75歳到達月のため、高額療養費限度額9,000円
 自己負担限度額（配慮措置）
 $6,000円 + (40,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 7,000円 < 9,000円$

【事例7】後期高齢者 2割負担外来（配慮措置）（75歳到達月）

診療報酬明細書（医科入院外）																																												
-								-																																				
公費負担 者番号①								公費受給 者番号①																																				
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②																																				
氏 名							特記事項																																					
職務上の事由							41：区力																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 医科</td> <td style="width: 10%;">3 後期</td> <td style="width: 10%;">1 単独</td> <td style="width: 10%;">8 高外一</td> </tr> <tr> <td>保険者 番号</td> <td>3 9</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										1 医科	3 後期	1 単独	8 高外一	保険者 番号	3 9																													
1 医科	3 後期	1 単独	8 高外一																																									
保険者 番号	3 9																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">診療 実 日 数</td> <td style="width: 10%;">保 険 公 ① 公 ②</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																																	
診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 5%;">療 養 の 給 付</th> <th style="width: 5%;">保 険</th> <th style="width: 20%;">請 求 点</th> <th style="width: 10%;">※決定 点</th> <th style="width: 20%;">一部負担金額 円</th> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5,000</td> <td></td> <td>8,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※高額療養費 円</td> <td>※公費負担点数 点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※公費負担点数 点</td> </tr> </table>										療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円					5,000		8,000															※高額療養費 円	※公費負担点数 点							※公費負担点数 点
療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円																																								
		5,000		8,000																																								
					※高額療養費 円	※公費負担点数 点																																						
						※公費負担点数 点																																						

【療養の給付】



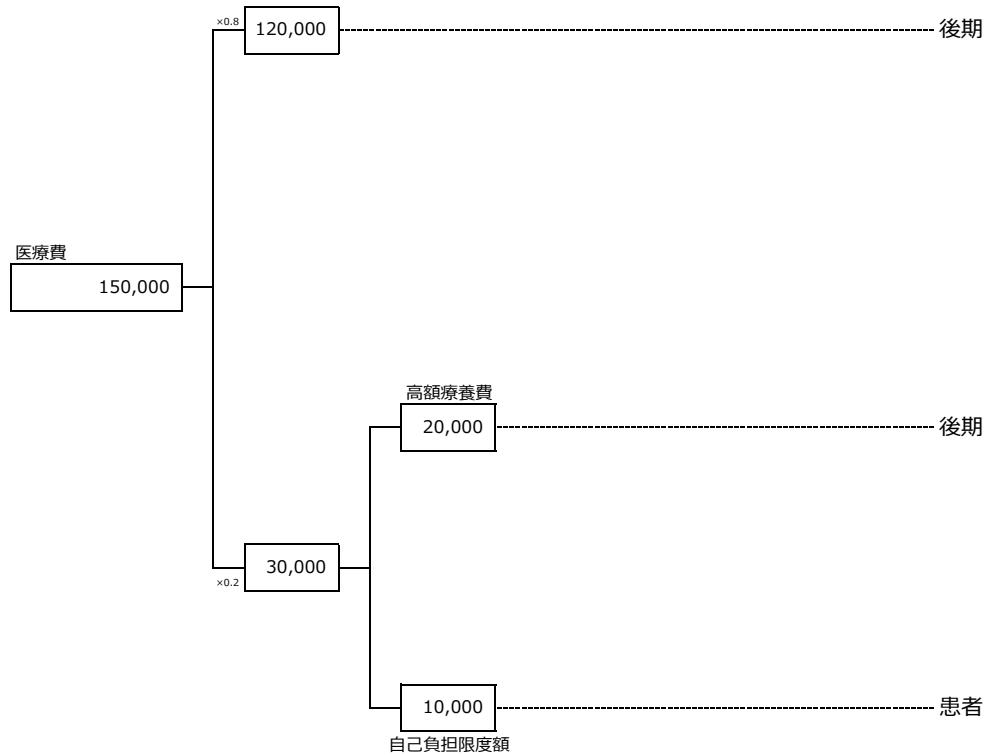
合計	
後期	42,000 円
（高額療養費再掲	2,000 円）
公費	0 円
患者	8,000 円
合計	50,000 円

※高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置適用
 ※75歳到達月のため、高額療養費限度額9,000円
 自己負担限度額（配慮措置）
 $6,000円 + (50,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 8,000円 < 9,000円$

【事例8】後期高齢者 2 割負担外来（マル長）

診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担 者番号①								公費受給 者番号①	
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②	
氏 名							特記事項		
職務上の事由							02:長 41:区力		
診療 実 日 数							保 険 公 ① 公 ②		
1 医 科	3	9			3 後期		1 単独		8 高外一
保険者 番号	3	9							
療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円					
		15,000		10,000					
	公 費 ①								
	公 費 ②					※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点	

【療養の給付】



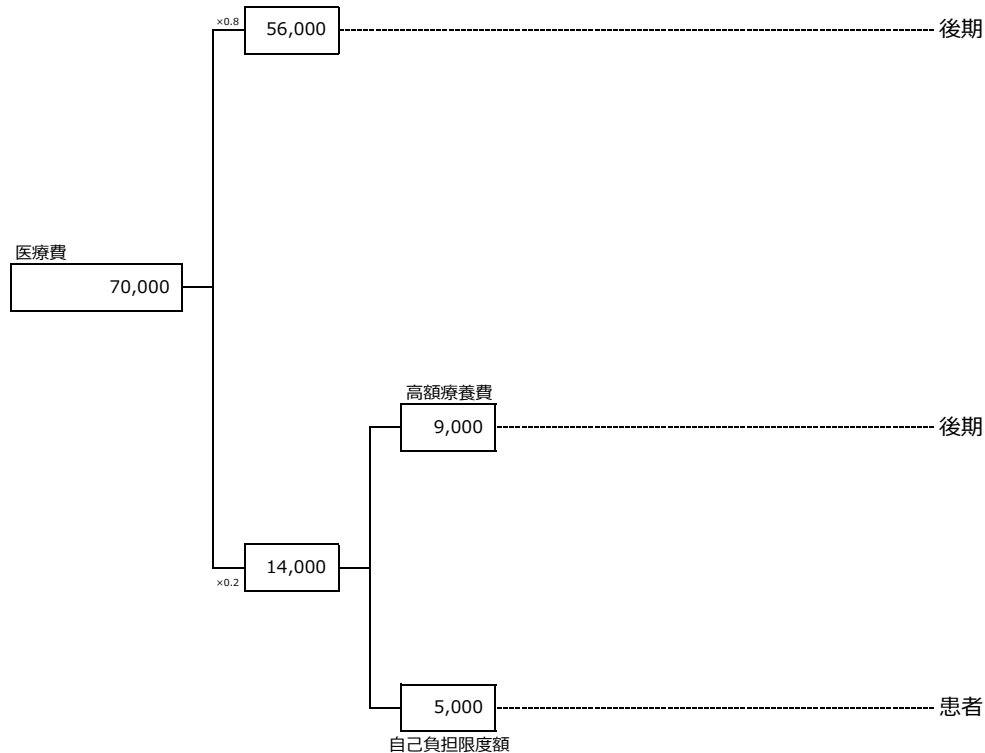
合計	
後期	140,000 円
（高額療養費再掲	20,000 円）
公費	0 円
患者	10,000 円
合計	150,000 円

※特定疾病療養につき配慮措置適用外（特定疾病の取扱いについてはp.23参照）

【事例9】後期高齢者 2割負担外来（マル長）（75歳到達月）

診療報酬明細書（医科入院外）																	
-								-									
公費負担 者番号(1)								公費受給 者番号(1)									
公費負担 者番号(2)								公費受給 者番号(2)									
氏 名							特記事項										
職務上の事由							02:長 41:区力										
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 医科</td> <td style="width: 10%;">3 後期</td> <td style="width: 10%;">1 単独</td> <td style="width: 10%;">8 高外一</td> </tr> <tr> <td>保険者 番号</td> <td>3 9</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										1 医科	3 後期	1 単独	8 高外一	保険者 番号	3 9		
1 医科	3 後期	1 単独	8 高外一														
保険者 番号	3 9																
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">診療 実 日 数</td> <td style="width: 10%;">保 険 公 ① 公 ②</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②						
診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																
療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円													
		7,000		5,000													
	公費 ①																
	公費 ②				※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点										

【療養の給付】



合計	
後期	65,000 円
（高額療養費再掲	9,000 円）
公費	0 円
患者	5,000 円
合計	70,000 円

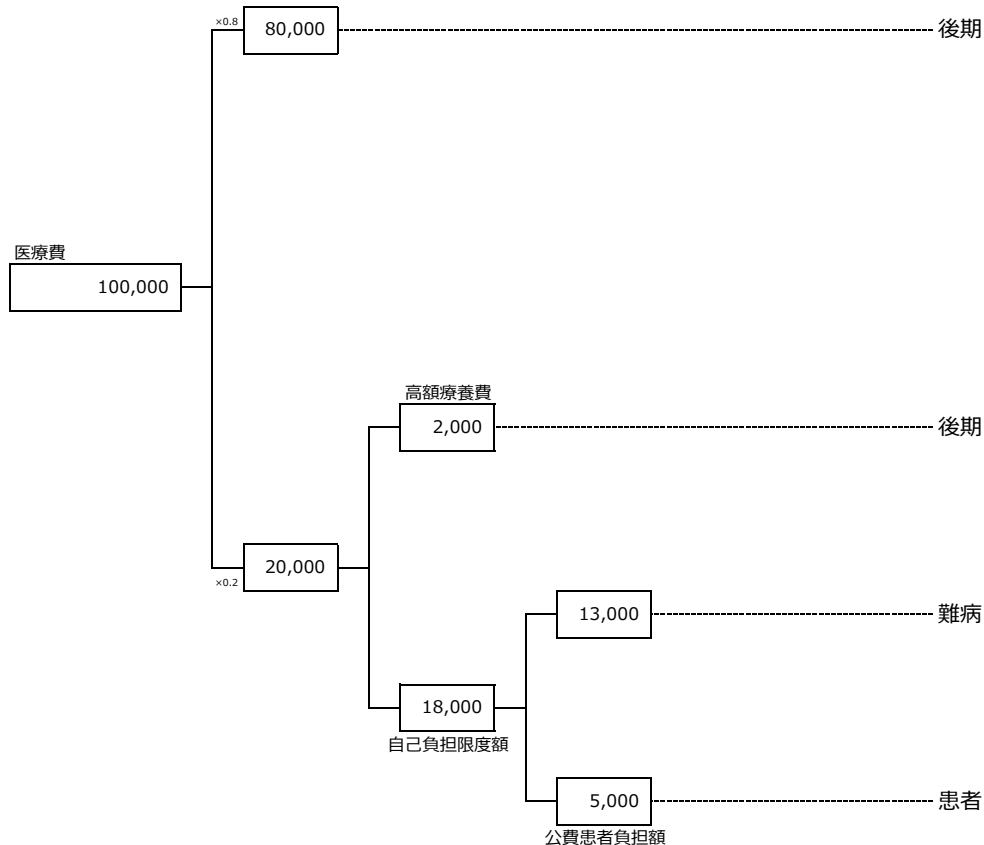
※特定疾病療養につき配慮措置適用外（特定疾病の取扱いについてはp.23参照）
 ※75歳到達月のため、マル長自己負担限度額5,000円

【事例10】後期高齢者 2 割負担外来（難病）

診療報酬明細書（医科入院外）																																									
-								-																																	
公費負担 者番号①	5	4						公費受給 者番号①																																	
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②																																	
氏 名							特記事項																																		
職務上の事由							41：区力																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 医科</td> <td style="width: 5%;">3 後期</td> <td style="width: 5%;">2 2 併</td> <td style="width: 5%;">8 高外一</td> </tr> <tr> <td>保険者 番号</td> <td>3</td> <td>9</td> <td></td> </tr> </table>										1 医科	3 後期	2 2 併	8 高外一	保険者 番号	3	9																									
1 医科	3 後期	2 2 併	8 高外一																																						
保険者 番号	3	9																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">診療 実 日 数</td> <td style="width: 5%;">保 険 公 ① 公 ②</td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																														
診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">療 養 の 給 付</td> <td style="width: 5%;">保 険</td> <td style="width: 15%;">請 求 点</td> <td style="width: 10%;">※決定 点</td> <td style="width: 15%;">一部負担金額 円</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10,000</td> <td></td> <td>18,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費 ①</td> <td></td> <td></td> <td>5,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費 ②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※高額療養費 円</td> <td>※公費負担点数 点</td> <td>※公費負担点数 点</td> </tr> </table>										療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円						10,000		18,000					公費 ①			5,000					公費 ②				※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点
療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円																																					
		10,000		18,000																																					
	公費 ①			5,000																																					
	公費 ②				※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点																																		

※レセプト全体が公費併用の場合（保険単独医療が含まれない場合）

【療養の給付】



合計	
後期	82,000 円
（高額療養費再掲	2,000 円）
公費	13,000 円
患者	5,000 円
合計	100,000 円

※特定疾病給付対象療養につき配慮措置適用外
（特定疾病給付対象療養の取扱いについてはp.23参照）
※公費患者負担額5,000円

【事例11】後期高齢者 2割負担外来（難病）

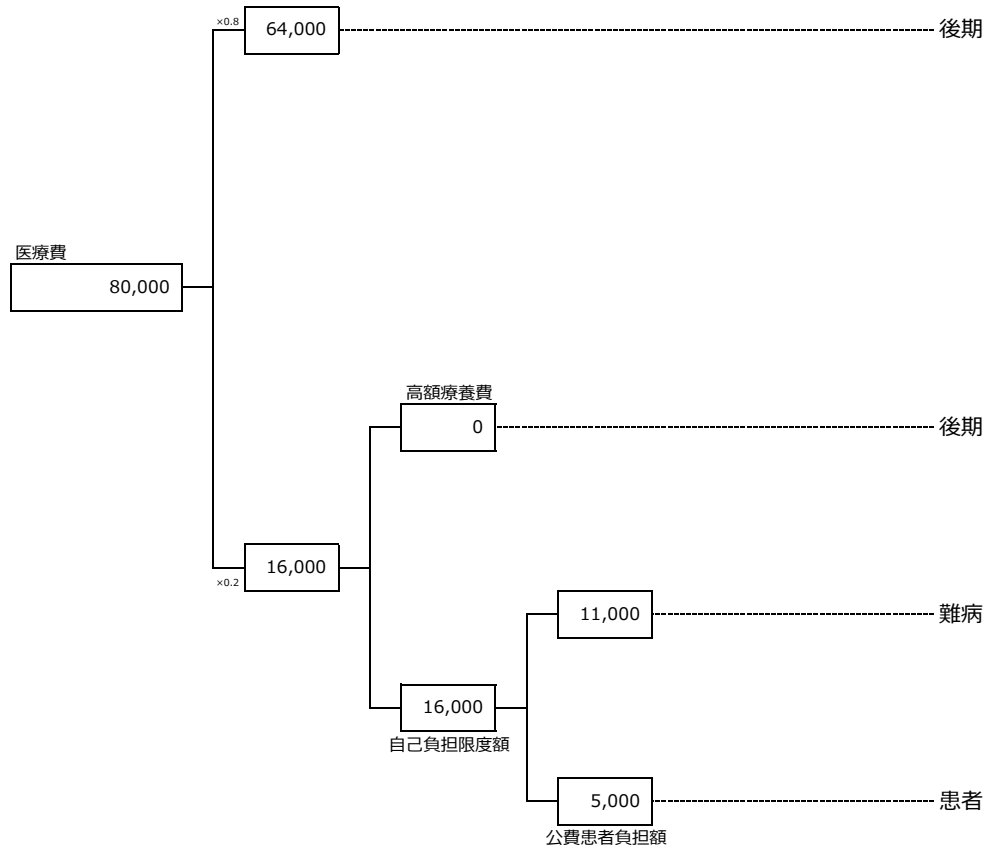
診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担 者番号①	5	4						公費受給 者番号①	
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②	
氏 名							特記事項		
職務上の事由							41：区力		
診療 実績 日数							保険 公 ① 公 ②		
1 医科	3	9					2 2併	8 高外一	

療養の 給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円
		8,000		
	公費 ①			5,000
	公費 ②			

※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点

※レセプト全体が公費併用の場合（保険単独医療が含まれない場合）

【療養の給付】



合計	
後期	64,000 円
（高額療養費再掲	0 円）
公費	11,000 円
患者	5,000 円
合計	80,000 円

※特定疾病給付対象療養につき配慮措置適用外
（特定疾病給付対象療養の取扱いについてはp.23参照）
※公費患者負担額5,000円

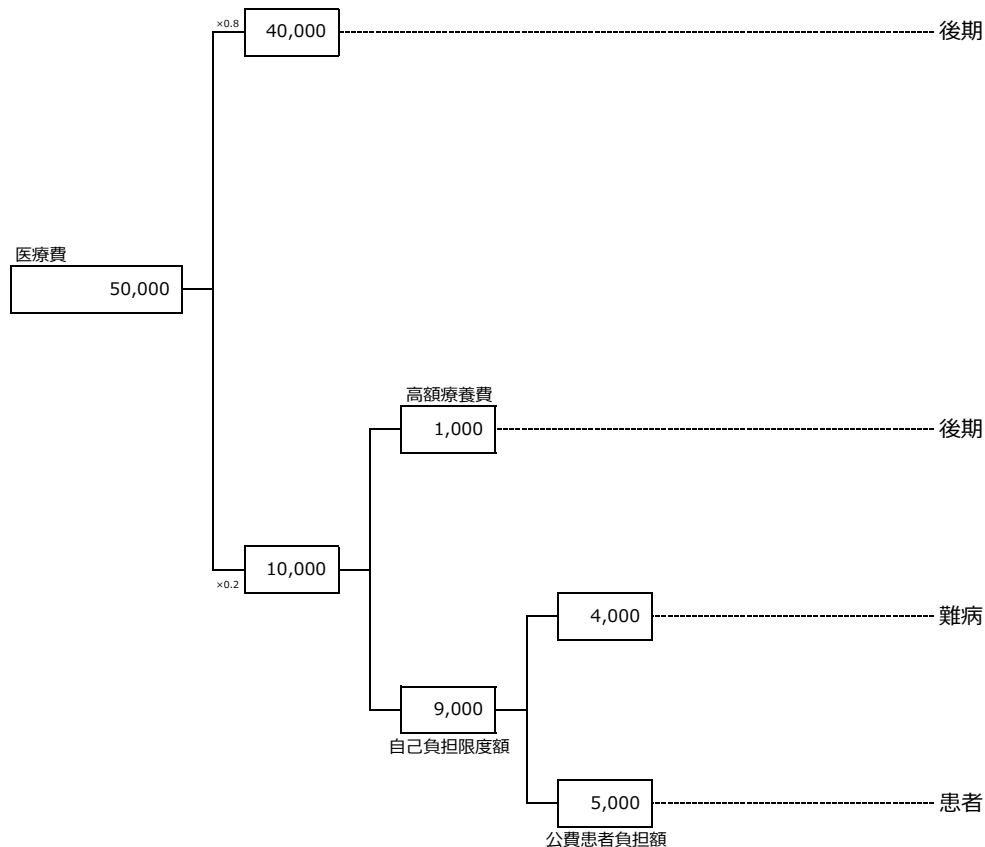
【事例12】後期高齢者 2 割負担外来（難病）（75歳到達月）

診療報酬明細書（医科入院外）										1 医 科		3 後期		2 2 併		8 高外一	
- -										保険者 番号		3 9					
公費負担 者番号①		5		4						公費受給 者番号①							
公費負担 者番号②										公費受給 者番号②							
氏 名								特記事項		診療 実日数 保 険 公 ① 公 ②							
職務上の事由								41：区力									

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点
		公 費 ①	5,000				
公 費 ②				5,000			

※レセプト全体が公費併用の場合（保険単独医療が含まれない場合）

[療養の給付]



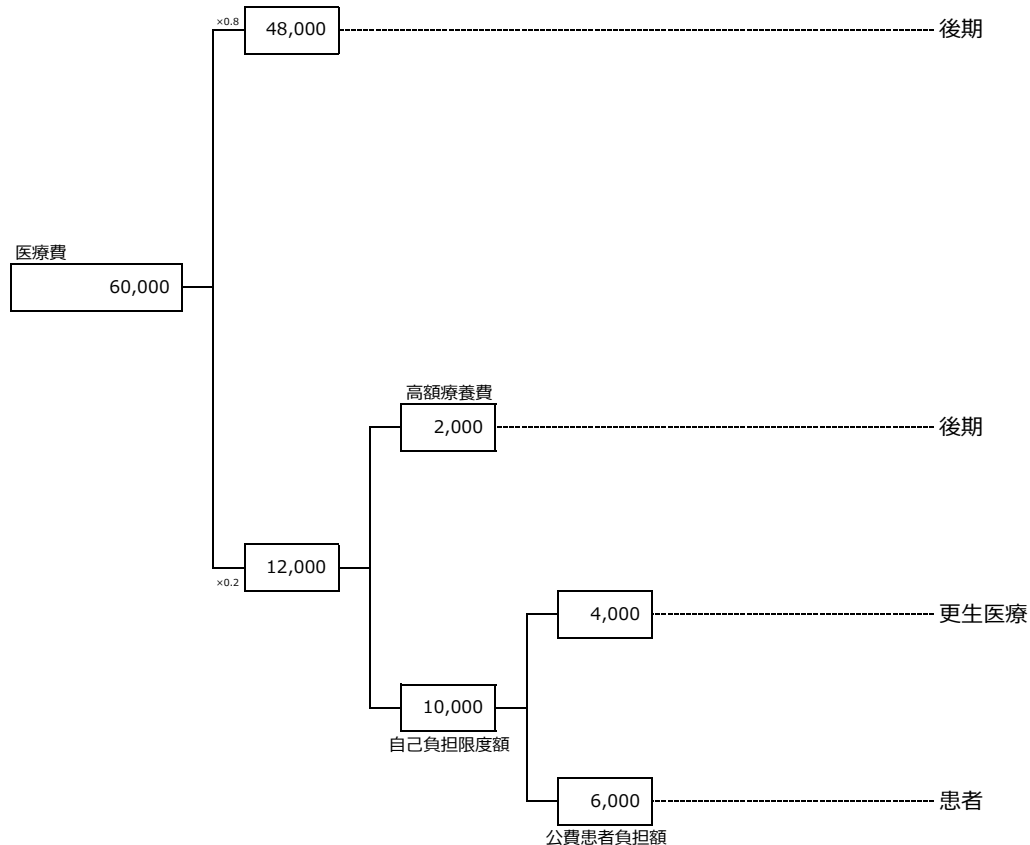
合計	
後期	41,000 円
(高額療養費再掲	1,000 円)
公費	4,000 円
患者	5,000 円
合計	50,000 円

※特定疾病給付対象療養につき配慮措置適用外
(特定疾病給付対象療養の取扱いについてはp.23参照)
※75歳到達月のため、高額療養費限度額9,000円
※公費患者負担額5,000円

【事例14】後期高齢者2割負担外来（マル長）（更生医療）

診療報酬明細書（医科入院外）																																									
-								-																																	
公費負担 者番号①	1	5						公費受給 者番号①																																	
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②																																	
氏 名							特記事項																																		
職務上の事由							02:長 41:区力																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 医科</td> <td style="width: 5%;">3 後期</td> <td style="width: 5%;">2 2併</td> <td style="width: 5%;">8 高外一</td> </tr> <tr> <td>保険者 番号</td> <td>3</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										1 医科	3 後期	2 2併	8 高外一	保険者 番号	3	9																									
1 医科	3 後期	2 2併	8 高外一																																						
保険者 番号	3	9																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">診療 実 日 数</td> <td style="width: 5%;">保 険 公 ① 公 ②</td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																														
診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 5%;">療 養 の 給 付</th> <th style="width: 10%;">保 険</th> <th style="width: 20%;">請 求 点</th> <th style="width: 10%;">※決定 点</th> <th style="width: 20%;">一部負担金額 円</th> <th style="width: 20%;">※高額療養費 円</th> <th style="width: 15%;">※公費負担点数 点</th> <th style="width: 20%;">※公費負担点数 点</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6,000</td> <td></td> <td>10,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費 ①</td> <td></td> <td></td> <td>6,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費 ②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点			6,000		10,000					公費 ①			6,000					公費 ②						
療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点																																		
		6,000		10,000																																					
	公費 ①			6,000																																					
	公費 ②																																								

【療養の給付】



合計	
後期	50,000 円
（高額療養費再掲	2,000 円）
公費	4,000 円
患者	6,000 円
合計	60,000 円

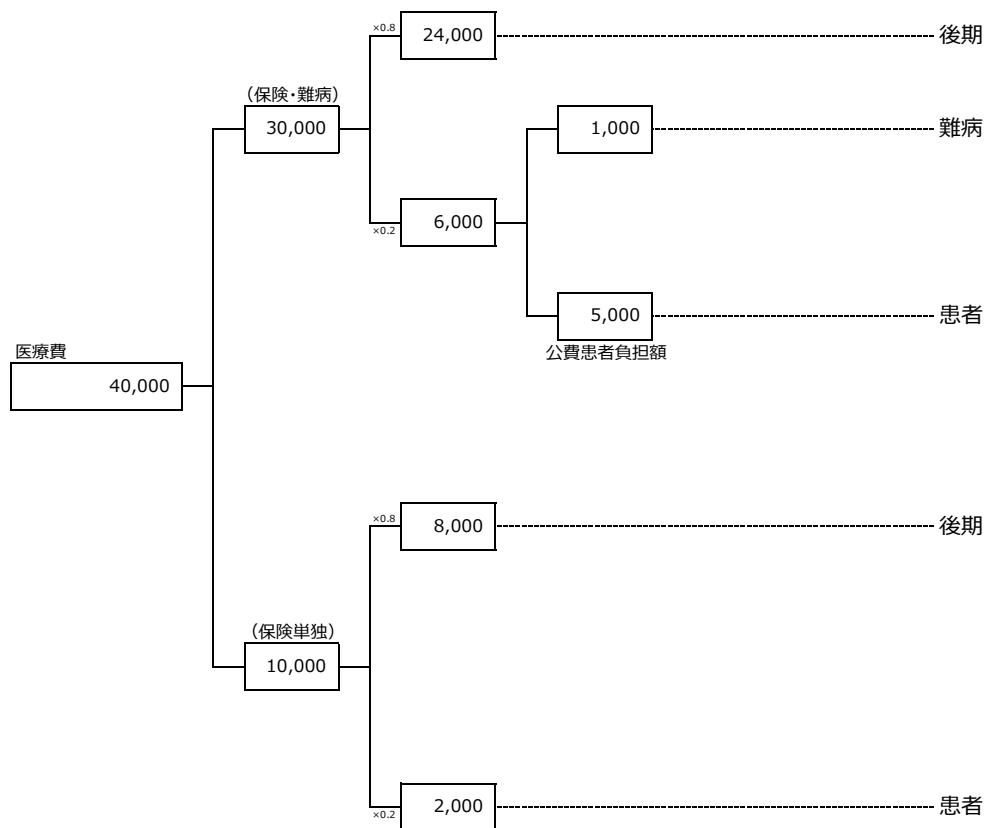
※特定疾病療養につき配慮措置適用外
（特定疾病の取扱いについてはp.23参照）

【事例15】後期高齢者 2 割負担外来（難病）

診療報酬明細書（医科入院外）																																									
-								-																																	
公費負担 者番号①	5	4						公費受給 者番号①																																	
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②																																	
氏 名							特記事項																																		
職務上の事由							41：区力																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 医科</td> <td style="width: 10%;">3 後期</td> <td style="width: 10%;">2 2併</td> <td style="width: 10%;">8 高外一</td> </tr> <tr> <td>保険者 番号</td> <td>3</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										1 医科	3 後期	2 2併	8 高外一	保険者 番号	3	9																									
1 医科	3 後期	2 2併	8 高外一																																						
保険者 番号	3	9																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">診療 実 日 数</td> <td style="width: 10%;">保 険 公 ① 公 ②</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																														
診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 5%;">療養の 給付</th> <th style="width: 15%;">保 険</th> <th style="width: 20%;">請 求 点</th> <th style="width: 10%;">※決定 点</th> <th style="width: 20%;">一部負担金額 円</th> <th style="width: 20%;">※高額療養費 円</th> <th style="width: 10%;">※公費負担点数 点</th> <th style="width: 10%;">※公費負担点数 点</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費 ①</td> <td>3,000</td> <td></td> <td>5,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費 ②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										療養の 給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点			4,000							公費 ①	3,000		5,000					公費 ②						
療養の 給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点																																		
		4,000																																							
	公費 ①	3,000		5,000																																					
	公費 ②																																								

※保険単独分と公費併用分があるレセプト

【療養の給付】



合計	
後期	32,000 円
（高額療養費再掲	0 円）
公費	1,000 円
患者	7,000 円
合計	40,000 円

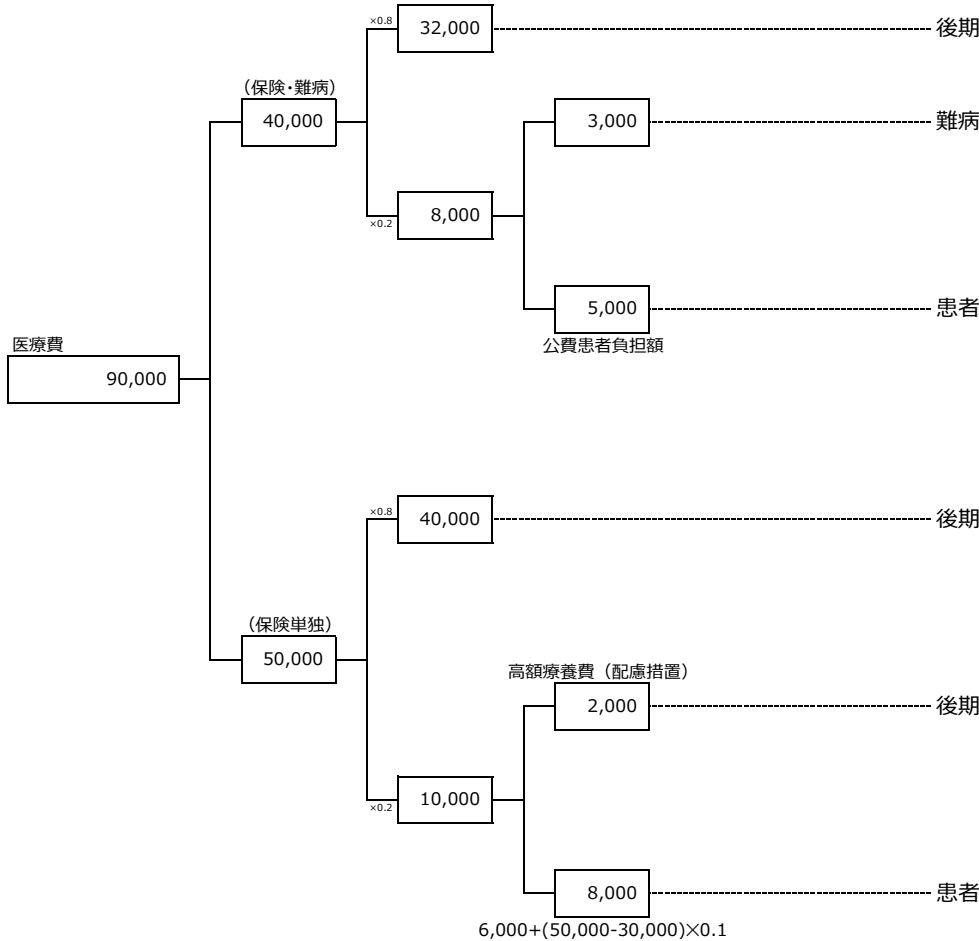
※公費①は、特定疾病給付対象療養につき配慮措置適用外
（特定疾病給付対象療養の取扱いについてはp.23参照）
※公費患者負担額5,000円
※保険単独分の医療費が30,000円未満のため配慮措置適用外

【事例16】後期高齢者 2 割負担外来（難病）（配慮措置）

診療報酬明細書（医科入院外）																									
-								-																	
公費負担 者番号①	5	4						公費受給 者番号①																	
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②																	
氏 名							特記事項																		
職務上の事由							41：区力																		
<table border="1"> <tr> <td>診療 実 日 数</td> <td>保 険 公 ① 公 ②</td> <td></td> </tr> </table>										診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②														
診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																								
<table border="1"> <tr> <td>保 険</td> <td>請 求 点</td> <td>※決定 点</td> <td>一部負担金額 円 (8,000)</td> </tr> <tr> <td>療 養 の 給 付</td> <td>9,000</td> <td></td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>公 費 ①</td> <td>4,000</td> <td></td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>公 費 ②</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円 (8,000)	療 養 の 給 付	9,000		16,000	公 費 ①	4,000		5,000	公 費 ②			
保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円 (8,000)																						
療 養 の 給 付	9,000		16,000																						
公 費 ①	4,000		5,000																						
公 費 ②																									
				※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点																			

※保険単独分と公費併用分があるレセプト

【療養の給付】



合計	
後期	74,000 円
（高額療養費再掲	2,000 円）
公費	3,000 円
患者	13,000 円
合計	90,000 円

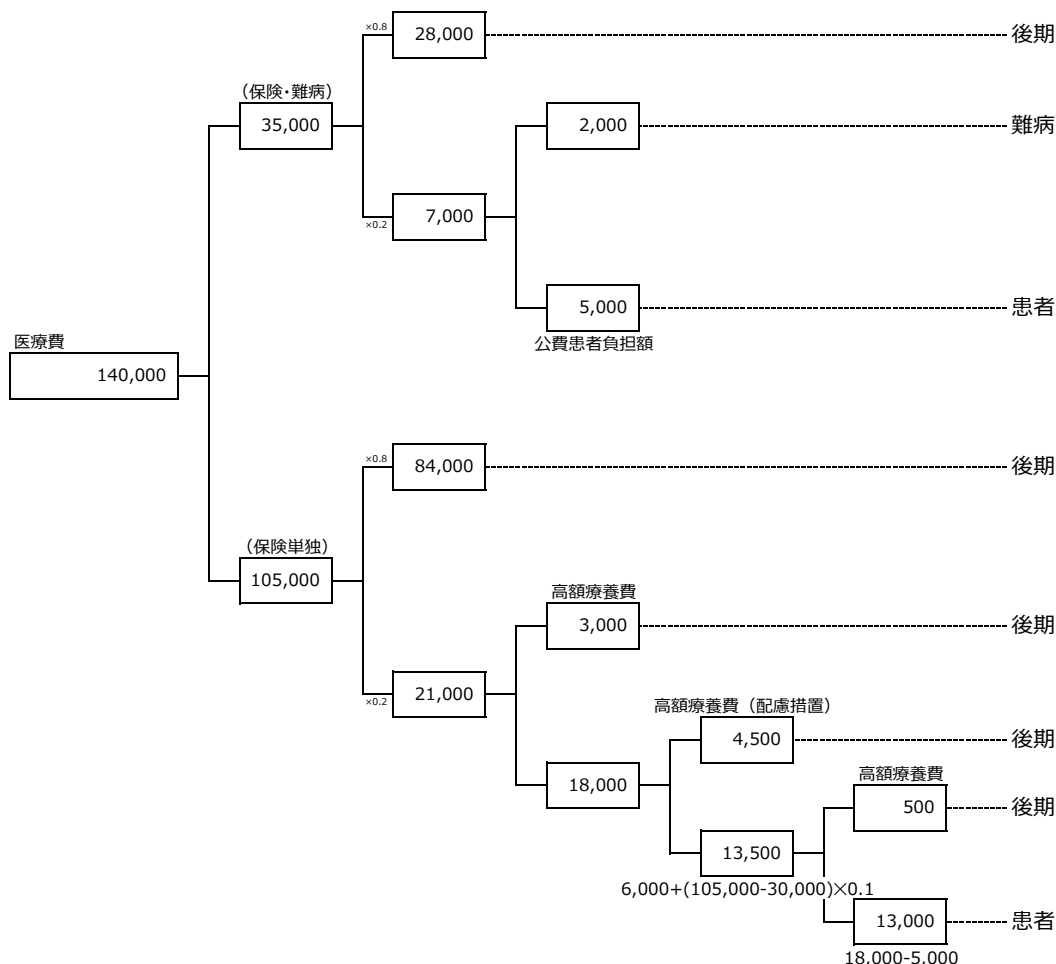
※公費①は、特定疾病給付対象療養につき配慮措置適用外
（特定疾病給付対象療養の取扱いについてはp.23参照）
※公費患者負担額5,000円
※保険単独分において、高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
自己負担限度額（配慮措置）
 $6,000円 + (50,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 8,000円 < 18,000円$

【事例17】後期高齢者2割負担外来（難病）（配慮措置）

診療報酬明細書（医科入院外）										1 医 科 3 後期 2 2 併 8 高外一																																									
<table border="1"> <tr><td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>-</td></tr> <tr><td>公費負担者番号①</td><td>5</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>公費受給者番号①</td></tr> <tr><td>公費負担者番号②</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>公費受給者番号②</td></tr> </table>										-									-	公費負担者番号①	5	4							公費受給者番号①	公費負担者番号②									公費受給者番号②	<table border="1"> <tr><td>保険者番号</td><td>3</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				保険者番号	3	9					
-									-																																										
公費負担者番号①	5	4							公費受給者番号①																																										
公費負担者番号②									公費受給者番号②																																										
保険者番号	3	9																																																	
<table border="1"> <tr><td>氏名</td><td colspan="8"></td><td>特記事項</td></tr> <tr><td>職務上の事由</td><td colspan="8"></td><td>41：区力</td></tr> </table>										氏名									特記事項	職務上の事由									41：区力	<table border="1"> <tr><td>診療実日数</td><td>保 険</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>公 ①</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>公 ②</td><td></td></tr> </table>				診療実日数	保 険			公 ①			公 ②										
氏名									特記事項																																										
職務上の事由									41：区力																																										
診療実日数	保 険																																																		
	公 ①																																																		
	公 ②																																																		
<table border="1"> <tr> <th>療養の給付</th> <th>保 険</th> <th>請 求 点</th> <th>※決定 点</th> <th>一部負担金額 (7,000) 円</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>14,000</td> <td></td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費 ①</td> <td>3,500</td> <td></td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費 ②</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										療養の給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 (7,000) 円			14,000		20,000		公費 ①	3,500		5,000		公費 ②				<table border="1"> <tr> <td>※高額療養費 円</td> <td>※公費負担点数 点</td> <td>※公費負担点数 点</td> </tr> </table>				※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点															
療養の給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 (7,000) 円																																															
		14,000		20,000																																															
	公費 ①	3,500		5,000																																															
	公費 ②																																																		
※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点																																																	

※保険単独分と公費併用分があるレセプト

【療養の給付】



合計	
後期	120,000 円
（高額療養費再掲）	8,000 円
公費	2,000 円
患者	18,000 円
合計	140,000 円

※公費①は、特定疾病給付対象療養につき配慮措置適用外
 （特定疾病給付対象療養の取扱いについてはp.23参照）

※公費患者負担額5,000円

※保険単独分において、高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
 自己負担限度額（配慮措置）
 $6,000円 + (105,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 13,500円 < 18,000円$

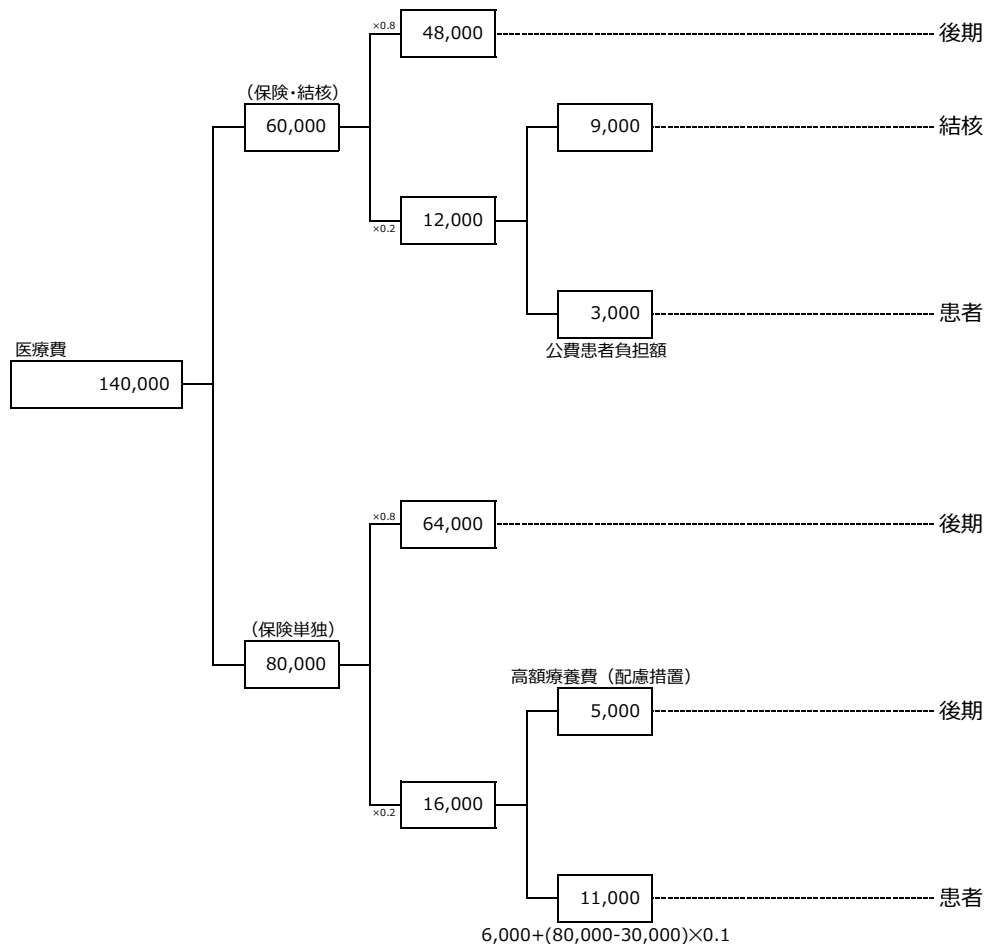
※高額療養費限度額と公費患者負担額の差分により、保険単独分の患者負担額を算出
 $18,000円 - 5,000円 = 13,000円 < 13,500円$

【事例18】後期高齢者 2 割負担外来（結核）（配慮措置）

診療報酬明細書（医科入院外）																																									
-								-																																	
公費負担 者番号①	1	0						公費受給 者番号①																																	
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②																																	
氏 名							特記事項																																		
職務上の事由							41：区力																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 医科</td> <td style="width: 5%;">3 後期</td> <td style="width: 5%;">2 2 併</td> <td style="width: 5%;">8 高外一</td> </tr> <tr> <td>保険者 番号</td> <td>3</td> <td>9</td> <td></td> </tr> </table>										1 医科	3 後期	2 2 併	8 高外一	保険者 番号	3	9																									
1 医科	3 後期	2 2 併	8 高外一																																						
保険者 番号	3	9																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">診療 実 日 数</td> <td style="width: 5%;">保 険 公 ① 公 ②</td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																														
診療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 5%;">療養の 給付</th> <th style="width: 10%;">保 険</th> <th style="width: 15%;">請 求 点</th> <th style="width: 10%;">※決定 点</th> <th style="width: 15%;">一部負担金額 (12,000) 円</th> <th style="width: 15%;">※高額療養費 円</th> <th style="width: 15%;">※公費負担点数 点</th> <th style="width: 15%;">※公費負担点数 点</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>14,000</td> <td></td> <td>23,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費 ①</td> <td>6,000</td> <td></td> <td>14,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>公費 ②</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										療養の 給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 (12,000) 円	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点			14,000		23,000					公費 ①	6,000		14,000					公費 ②						
療養の 給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 (12,000) 円	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点																																		
		14,000		23,000																																					
	公費 ①	6,000		14,000																																					
	公費 ②																																								

※保険単独分と公費併用分があるレセプト

【療養の給付】



合計	
後期	117,000 円
（高額療養費再掲	5,000 円）
公費	9,000 円
患者	14,000 円
合計	140,000 円

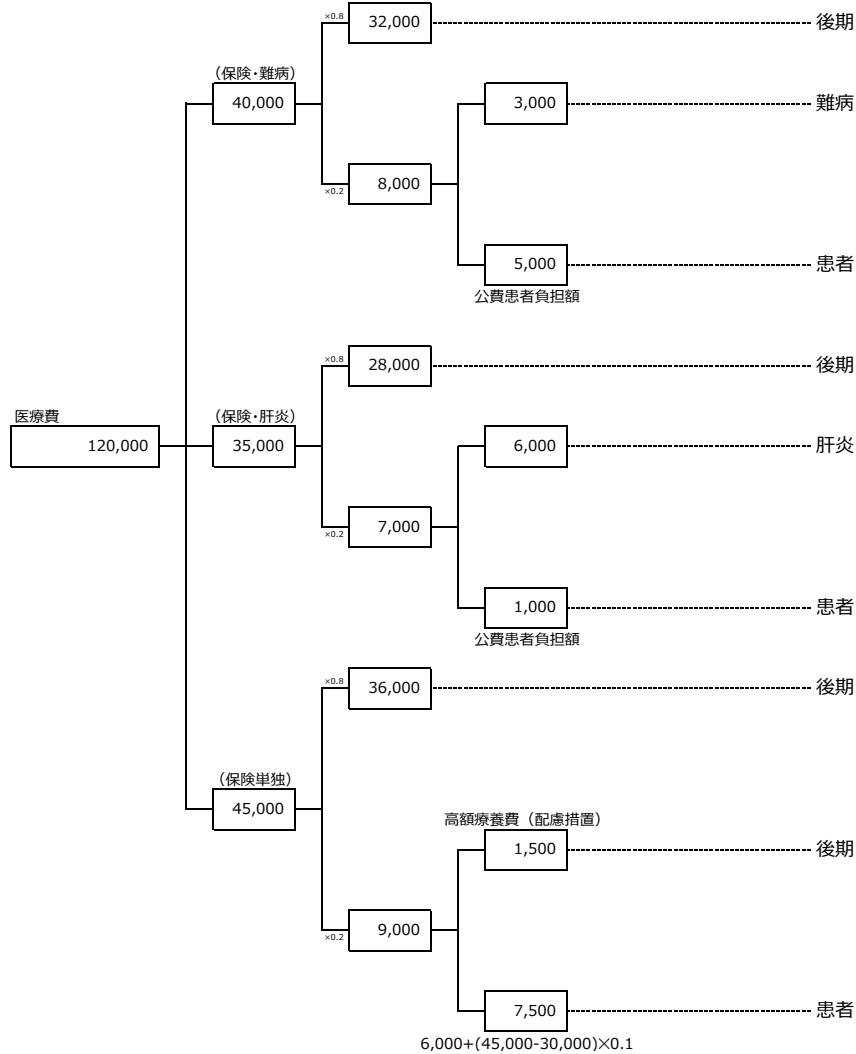
※公費①は、特定給付対象療養につき配慮措置適用外
（特定給付対象疾病の取扱いについてはp.23参照）
※公費患者負担額3,000円（結核は医療費（公費併用分）の5%が患者負担）
※保険単独分において、高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
自己負担限度額（配慮措置）
 $6,000円 + (80,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 11,000円 < 18,000円$

【事例19】後期高齢者2割負担外来（難病・肝炎）（配慮措置）

診療報酬明細書（医科入院外）									
1	医科	3	後期	3	3併	8	高外一		
保険者番号	3	9							
公費負担 難病区分	5	4					公費受給 難病区分		
公費負担 難病区分	3	8					公費受給 難病区分		
氏名							特記事項		
職務上の事由							41：区力		
診療 実 日 数							保 険 公 ① 公 ②		
療養の 給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円					
		12,000		(8,000) (7,000) 22,500					
	公 費 ①	4,000		5,000					
	公 費 ②	3,500		1,000	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点		

※保険単独分と公費併用分があるレセプト

【療養の給付】



合計	
後期	97,500 円
（高額療養費再掲	1,500 円）
公費	9,000 円
患者	13,500 円
合計	120,000 円

※公費①・②は、特定給付対象療養等につき配慮措置適用外
（特定給付対象療養等の取扱についてはp.23参照）
※公費①患者負担額5,000円、公費②患者負担額1,000円
※保険単独分において、高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
自己負担限度額（配慮措置）
 $6,000円 + (45,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 7,500円 < 18,000円$

【事例20】後期高齢者 2 割負担外来（難病・肝炎）（配慮措置）

診療報酬明細書（医科入院外）										1 医 科		3 後期		3 3 併		8 高外一	
-								-		保険者 番号	3	9					
公費負担 者番号①	5	4					公費負担 者番号②										
公費負担 者番号①	3	8					公費負担 者番号②										

氏 名			特記事項
			41：区力
職務上の事由			

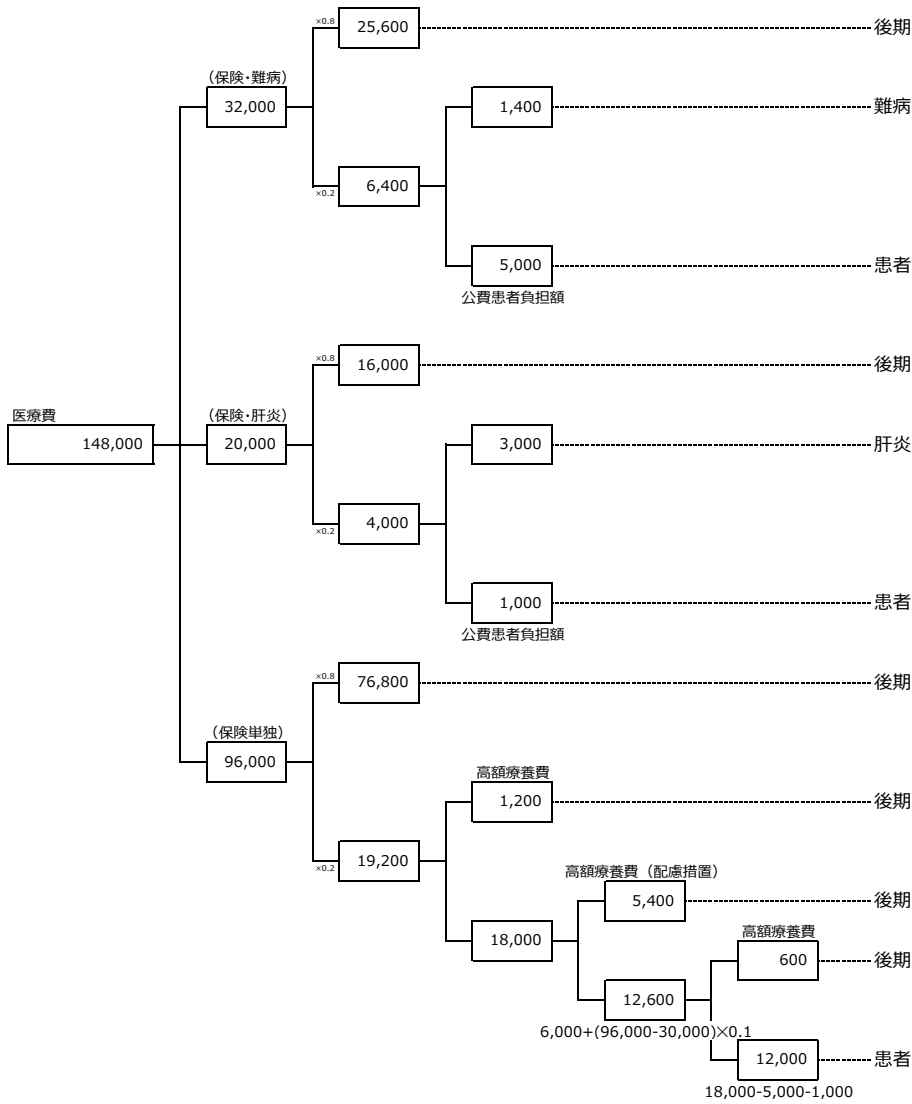
療 養 の 給 付	保 険	請 求	点	※決定	点	一部負担金額 (6,400) (4,000) 円
		14,800				22,400
	公 費 ①	3,200				5,000
	公 費 ②	2,000				1,000

※高額療養費	円	※公費負担点数	点	※公費負担点数	点

診 療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②	

※保険単独分と公費併用分があるレセプト

[療養の給付]



合計	
後期	125,600 円
(高額療養費再掲)	7,200 円
公費	4,400 円
患者	18,000 円
合計	148,000 円

※公費①・②は、特定給付対象療養等につき配慮措置適用外
(特定給付対象療養等の取扱いについてはp.23参照)

※公費①患者負担額5,000円、公費②患者負担額1,000円

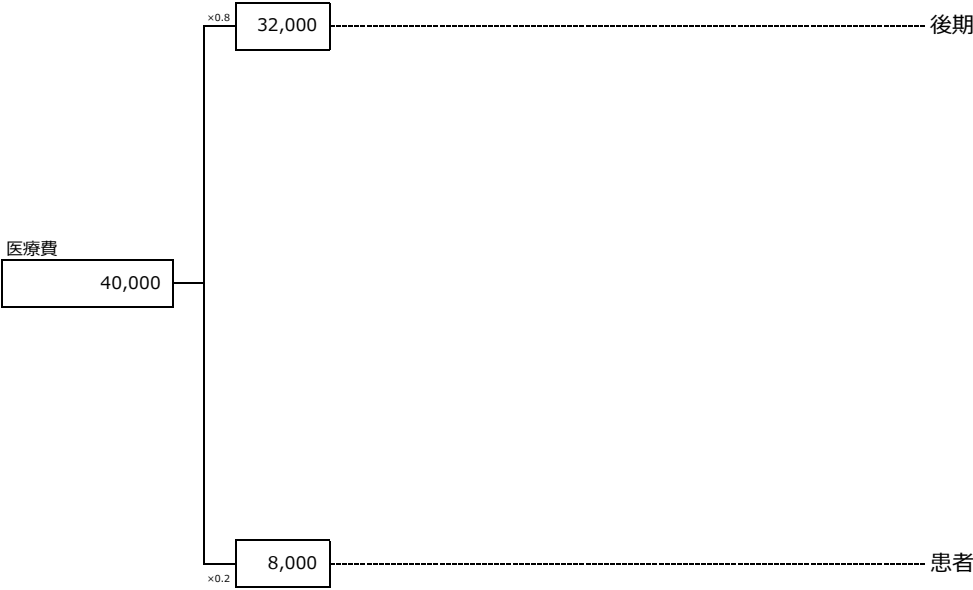
※保険単独分において、高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
自己負担限度額（配慮措置）
 $6,000円 + (96,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 12,600円 < 18,000円$

※高額療養費限度額と公費患者負担額の差分により、保険単独分の患者負担額を算出
 $18,000円 - 5,000円 - 1,000円 = 12,000円 < 12,600円$

【事例21】後期高齢者 2 割負担外来（マル長）

診療報酬明細書（医科入院外）										1 医 科 3 後期 1 単独 8 高外一							
-								-		保険者 番号	3	9					
公費負担 者番号①								公費受給 者番号①									
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②									
氏 名								特記事項		診 療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②						
職務上の事由								02:長 41:区力									
療 養 の 給 付	保 険	請 求 点					※決定 点	一部負担金額 円									
	公 費 ①	4,000															
	公 費 ②								※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点						

【療養の給付】



合計	
後期	32,000 円
（高額療養費再掲	0 円）
公費	0 円
患者	8,000 円
合計	40,000 円

※特定疾病療養につき配慮措置適用外（特定疾病の取扱いについてはp.23参照）
 ※ 2 割負担者であるため、自己負担額が 1 万円以下の場合も
 特記事項「02長」を記載。（「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」（令和 4 年 9 月 13 日保医発 0913 第 6 号厚生労働省保険局医療課長通知）

【事例22】後期高齢者2割負担外来（新型コロナウイルス感染症）

診療報酬明細書（医科入院外）									
-								-	
公費負担 者番号①	2	8						公費受給 者番号①	
公費負担 者番号②								公費受給 者番号②	
氏 名							特記事項		
職務上の事由							41：区力		
診療 実 日 数							保 険 公 ① 公 ②		

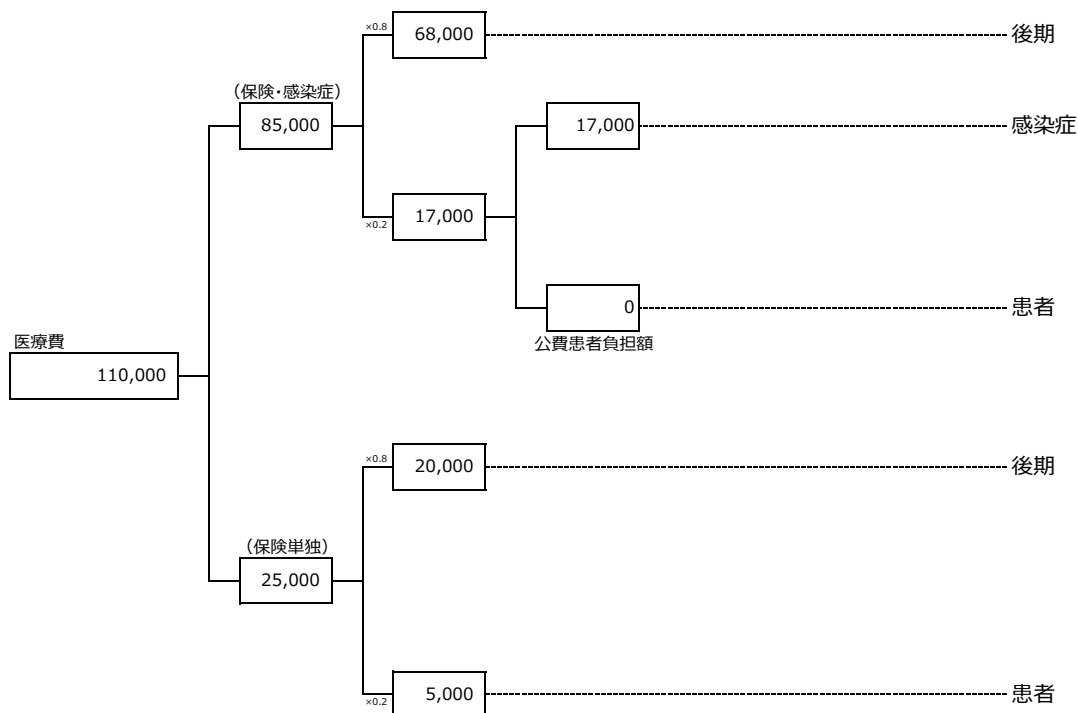
1 医科	3 後期	2 2併	8 高外一
保険者 番号	3 9		

療養の 給付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 円
		11,000		
	公費 ①	8,500		0
	公費 ②			

※高額療養費	円	※公費負担点数	点	※公費負担点数	点

※保険単独分と公費併用分があるレセプト

【療養の給付】



合計	
後期	88,000 円
(高額療養費再掲	0 円)
公費	17,000 円
患者	5,000 円
合計	110,000 円

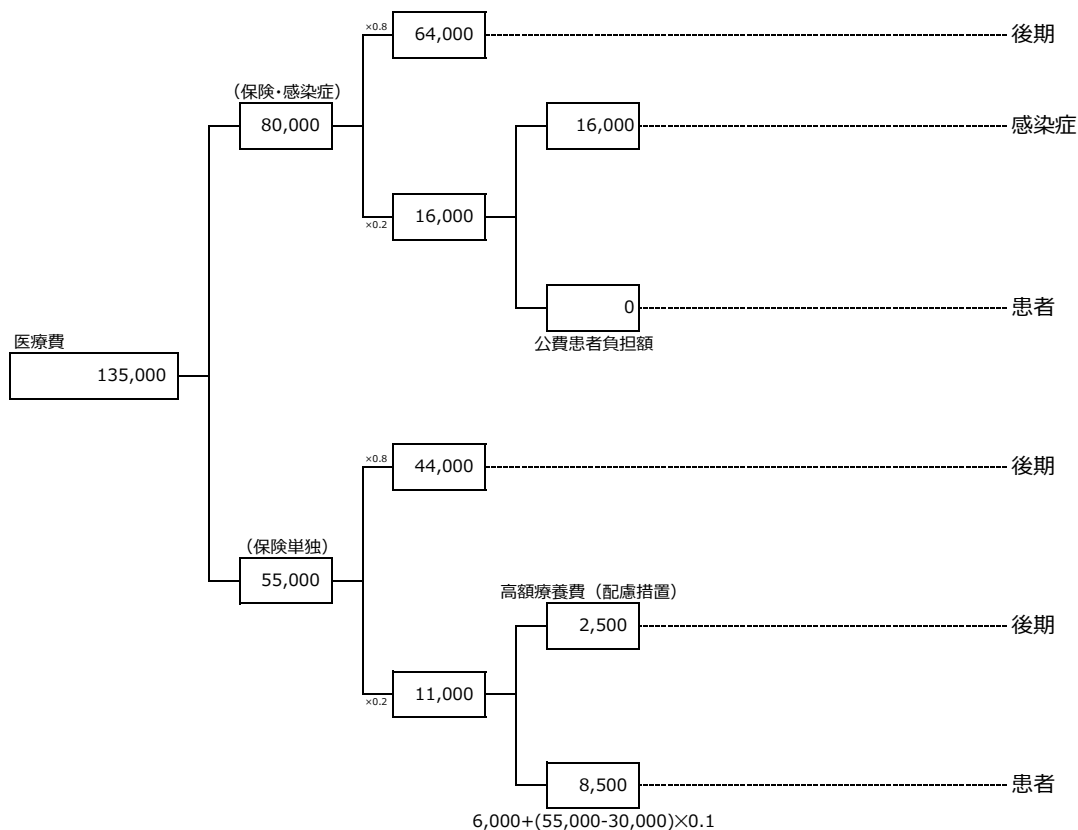
※特定給付対象療養につき配慮措置適用外（令和5年5月7日まで）
 （特定給付対象療養等の取扱いについてはp.23参照）
 ※新型コロナウイルス感染症治療薬に要した費用の全額を補助する公費につき
 配慮措置適用外（令和5年5月8日から）
 ※公費患者負担額0円
 ※保険単独分の医療費が30,000円未満のため配慮措置適用外

【事例23】後期高齢者2割負担外来（新型コロナウイルス感染症）（配慮措置）

診療報酬明細書（医科入院外）										1 医 科 3 後期 2 2 併 8 高外一																																											
<table border="1"> <tr> <td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>-</td> </tr> <tr> <td>公費負担 者番号①</td><td>2</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>公費受給 者番号①</td> </tr> <tr> <td>公費負担 者番号②</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>公費受給 者番号②</td> </tr> </table>										-									-	公費負担 者番号①	2	8							公費受給 者番号①	公費負担 者番号②									公費受給 者番号②	<table border="1"> <tr> <td>保険者 番号</td><td>3</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>				保険者 番号	3	9							
-									-																																												
公費負担 者番号①	2	8							公費受給 者番号①																																												
公費負担 者番号②									公費受給 者番号②																																												
保険者 番号	3	9																																																			
<table border="1"> <tr> <td>氏 名</td><td colspan="8"></td><td>特記事項</td> </tr> <tr> <td>職務上の事由</td><td colspan="8"></td><td>41：区力</td> </tr> </table>										氏 名									特記事項	職務上の事由									41：区力	<table border="1"> <tr> <td>診 療 実 日 数</td><td>保 険 公 ① 公 ②</td><td></td><td></td> </tr> </table>				診 療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																		
氏 名									特記事項																																												
職務上の事由									41：区力																																												
診 療 実 日 数	保 険 公 ① 公 ②																																																				
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">療 養 の 給 付</td> <td>保 険</td> <td>請 求 点</td> <td>※決定 点</td> <td>一部負担金額 (16,000) 円</td> </tr> <tr> <td>公 費 ①</td> <td>13,500</td> <td></td> <td>24,500</td> </tr> <tr> <td>公 費 ②</td> <td>8,000</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </table>										療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 (16,000) 円	公 費 ①	13,500		24,500	公 費 ②	8,000		0	<table border="1"> <tr> <td>※高額療養費</td> <td>円</td> <td>※公費負担点数</td> <td>点</td> <td>※公費負担点数</td> <td>点</td> </tr> </table>				※高額療養費	円	※公費負担点数	点	※公費負担点数	点																					
療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決定 点	一部負担金額 (16,000) 円																																																	
	公 費 ①	13,500		24,500																																																	
	公 費 ②	8,000		0																																																	
※高額療養費	円	※公費負担点数	点	※公費負担点数	点																																																

※保険単独分と公費併用分があるレセプト

【療養の給付】



合計	
後期	110,500 円
(高額療養費再掲)	2,500 円
公費	16,000 円
患者	8,500 円
合計	135,000 円

※特定給付対象療養につき配慮措置適用外（令和5年5月7日まで）
 （特定給付対象療養等の取扱いについてはp.23参照）
 ※新型コロナウイルス感染症治療薬に要した費用の全額を補助する公費につき
 配慮措置適用外（令和5年5月8日から）
 ※公費患者負担額0円
 ※保険単独分において、高額療養費限度額よりも配慮措置計算額が低いため配慮措置を適用
 自己負担限度額（配慮措置）
 $6,000円 + (55,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 8,500円 < 18,000円$

(参考) 特定給付対象療養の取扱いについて

配慮措置について

- 窓口負担の見直しに伴い、1割負担から2割負担へ負担増となる被保険者について経過措置として、施行から3年間、一月（ひとつき）の負担を最大3,000円に抑える配慮措置を設ける。
- 配慮措置については、整備政令において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確令」という。）第15条及び第16条において定められている高額療養費算定基準額を読み替える形で措置済。
※ 具体的には、高額療養費算定基準額について、「6,000円＋（医療費－30,000円）×0.1」に読み替え。

特定給付対象療養の取扱いについて

- 制度ごとに窓口負担上限額が決まっている特定給付対象療養・特定疾病給付対象療養・マル長については、窓口負担割合が変更になることによる追加の本人負担が発生しないため、配慮措置を適用しない。
※ 公費負担医療の窓口負担上限額に達しない者は、窓口で現物給付を受けられないが、窓口での支払額は高確令第15条第3項の「なお残る負担」として合算されるため、結果として配慮措置の対象となる。
- また、公費負担医療の中には、予防接種法に基づく副作用被害救済給付など、窓口では通常通り自己負担額を支払い、後に全額を償還払いするものがあるところ。
これらの者については、窓口やレセプトにおいて、通常の保険診療なのか公費負担医療なのか判定することができないため、全て通常の保険診療として扱い、配慮措置の対象とする。